

[事案 2019-192] 損害賠償請求

・令和2年6月1日 裁定終了

<事案の概要>

契約者変更にあたり、贈与税に関する説明がなかったこと等を理由に贈与税相当額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成6年3月に契約した個人年金保険について、平成12年12月に契約者を申立人妻から申立人に変更する際、契約者（申立人）と年金受取人（申立人妻）とが異なる結果、贈与税が課税されることについて、保険会社から説明がなかったことから、贈与税相当額の約60万円を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

生命保険会社は、贈与税の課税関係についての説明義務を負うものではなく、そもそも申立人には損害が生じていないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約について贈与税の課税関係を説明する義務が保険会社にあったとは認めることはできず、また、本契約の年金受給権に対する贈与税の課税時期は、年金受給権取得時（令和15年3月）であり、いまだ損害が発生していないため、損害賠償請求を認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。